

eConsoliTaxご利用企業
ご担当者 各位

株式会社TKC

地方税の申告期限の延長手続きを e-TAX連結納税で行う手順のご案内

地方税ポータルシステムのHP（以下、「eLTAXHP」）で、新型コロナウイルス感染症の影響で法人の地方税の申告・納付手続を行うのが困難な場合の期限延長の申請が、国税と同様に、申告書の作成・提出が可能になった時（本来の申告期限後）に申請できる旨が案内されました。また、申請で使用する書類として「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX様式）」（以下、「申請書」）が公開されました。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01819>

地方税の申告・納付期限延長手続は、各地方公共団体のHPなどで公表されていますが、提出先団体ごとにその内容（申請の方法）が異なります。この度eLTAXHPで案内された延長申請の方法は、共通の方法で電子申請できるメリットがあります。

つきましては、e-TAX連結納税での地方税の申告・納付期限延長の申請（電子申請）方法をご案内します。

（補足） 1. 今回ご案内する期限延長の申請方法は、地方税申告書を電子申告する場合に利用できます。

地方税申告書を書面で提出する場合は、提出先地方公共団体により期限延長の申請方法が異なりますので、提出先地方公共団体に確認の上、ご対応ください。

2. 今回ご案内する期限延長の申請方法は、法人税の申告において「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長」の付記事項を入力して提出（電子申告を含む）していることが前提となっています（下記「2. ご注意」参照）。

このため、連結親法人の連結法人税・地方税申告は法定申告期限内に申告可能で、連結子法人の地方税申告の期限のみを延長申請する場合は、提出先地方公共団体に確認の上、ご対応ください。

1. 地方税の申告・納付期限延長申請の手順

(1) 申請書の作成

① eLTAXHPのお知らせのページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01819>）に掲載されている「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX様式）」（Wordファイル）をダウンロードし、法人の名称や所在地などを入力します。

このとき、申請書の「法人税申告書の提出日（法人税申告データの送信日）」欄には、法人税申告書の提出日（電子申告の場合はデータの送信日）を入力してください。

新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請 (eLTAX)

法人の名称 千代田製造株式会社
 法人の所在地 東京都千代田区〇〇町3-3
 法人番号 000000000000000000
 担当者(又は担当税理士)氏名 佐藤 一郎
 連絡先(電話番号) 03-1234-5678
 事業年度 平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日
 法人税申告書の提出日 令和2年7月25日
 (法人税申告データの送信日)

②この申請書は、一枚（一ファイル）だけ作成してください。

この申請書は、税目や提出先税務所名などを記入する欄がない共通様式となっているため、都道府県民税・事業税、市町村民税いずれの申告書についても、同じファイルを添付して延長申請できます。

(2) 都道府県民税・事業税申告書への申請書ファイル添付

①延長申請を行う法人で、e-TAX連結納税を起動します。

②メニュー「312. 電子申告データの作成(完成)」の「都道府県民税・事業税等」タブの「第三者作成書類等のファイル添付・別途送付の確認・入力」で、上記(1)の申請書を添付します。提出先都道府県が複数ある場合は、「ファイル添付」の列の[一括]ボタンで、一括で添付できます。

312 電子申告データの作成(完成)

ファイル(F) 表示(V) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

0000000001: 千代田製造株式会社

連結法人税等 添付書類①(親法人分) 添付書類②(子法人分) 都道府県民税・事業税等 市町村民税

eConsoliTax作成の
税務書類の確認

第三者作成書類等の
ファイル添付・別途送付
の確認・入力

PCdeskで作成した
eConsoliTax未対応書類
の追加読込

都道府県民税・事業税等の
電子申告データ作成

行	申告先	添付書類名	一括	ファイル添付	郵送等
1	東京都	新型コロナウイルス感染症による	選択	新型コロナウイルス	
2			選択		
3	埼玉県	新型コロナウイルス感染症による	選択	新型コロナウイルス	
4			選択		
5	大阪府	新型コロナウイルス感染症による	選択	新型コロナウイルス	
6			選択		
7			選択		
8			選択		
9			選択		
10			選択		
11			選択		
12			選択		
13			選択		
14			選択		
15			選択		
16			選択		

【一括】ボタンで同一ファイルを複数の申告先へ一括添付できます。

電子申告(添付)書類・別途送付書類確認表の印刷

F1 前項目 F2 前頁 F3 次頁 F4 入力終了 F5 全行削除 F6 行削除 F7 左タブ F8 右タブ F10 業務の選択

- ③[都道府県民税・事業税等の電子申告データ作成]ボタンで、電子申告データを作成します。
- (3) 市町村民税申告書への申請書ファイル添付
- ①メニュー「312. 電子申告データの作成(完成)」の「市町村民税」タブの「第三者作成書類等のファイル添付・別途送付の確認・入力」で、上記(1)の申請書を添付します。
- 提出先都道府県が複数ある場合は、「ファイル添付」の列の[一括]ボタンで、一括で添付できます。
- ②[市町村民税の電子申告データ作成]ボタンで、電子申告データを作成します。

2. ご注意

- (1) 当該申告・納付期限の延長申請を電子申請した受付日が、申告・納付期限となります。そのため、納付手続きを実施できる日を事前確認の上、今回ご案内の申告・納付期限の延長申請を行ってください。
- (2) 法人税申告書と地方税申告書は、同じタイミングで申告してください。
- 「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX 様式）」を添付して申告期限の延長申請を行うための条件として、以下の2点が e L T A X H P で記載されています。このため、上記1.(1)で「法人税申告書の提出日（法人税申告データの送信日）」欄に入力した日に、法人税申告書の提出（または電子申告）と、地方税申告書を電子申告してください。
- ①法人税申告において、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長」の付記事項を入力して提出（電子申告を含む）していること。
- ②法人税の申告と、地方税の申告を同じタイミングで行うこと。
- (3) 既に国税の申告期限の延長を申請している場合の、地方税の期限延長の申請方法につきましては、提出先の地方公共団体にご確認くださいようお願いいたします。

- （e L T A X）新型コロナウイルス感染症の影響により地方法人関係税の期限内申告が困難な場合における e L T A X を通じた申告期限延長申請の手続きについて

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01819>

上記ページでは、以下の内容が案内されています。

- ①新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX 様式）
- ②申告期限延長（eLTAX 様式）の Q & A
- ③【参考】eLTAX を経由する申告期限延長の方法
- ④【参考】機構から地方公共団体への通知

以上